



改正個人情報保護法について



個人情報保護法が、約10年ぶりに改正され、2017年5月30日より全面施行されます。情報通信技術の進展により、さまざまな情報を企業・個人で保有し使用できるようになった反面、ネット通販購入履歴など個人情報かどうかわかりにくいもの(グレーゾーン)への対応や、悪質な名簿業者の取り締まりの強化のほか、企業での個人情報取り扱いも強化されました。

今回のあおぞらレターでは、今回の改正を含め、主に人事関連中心の個人情報取扱いのポイントをお伝えします。

1. 個人情報の定義が次のように見直されます。

1) 個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
例) 氏名、生年月日、住所、電話番号、特定の個人が識別できるメールアドレス、労働者名簿など
- ②個人識別符号が含まれるもの
例) 基礎年金番号、運転免許証番号、住民票コード、雇用保険被保険者番号、在留カード番号、指紋など

個人情報

要配慮
個人情報

2) 要配慮個人情報とは(新たに定義された個人情報で、上記1の取扱いと異なる)

不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの

- 例) 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪経歴、障害があること、健康診断・ストレスチェック結果など

2. 個人情報保護法が適用される事業者の範囲が見直されます。

全ての事業者が対象

※改正前まで、取り扱う個人情報が5,000件以下の事業者は適用除外



3. 個人情報の取り扱いについて、次のような点に注意が必要です。

1) 個人情報を取得する際は、利用目的の明示が必要

従業員より個人情報を取得する際には、**利用目的を明示あるいは公表しなければなりません。**

※取得状況からみて利用目的が明らかな場合等、法令に定めた場合を除く

2) 「要配慮個人情報」を取得、あるいは第三者へ提供する場合は、原則として本人の同意が必要

健康診断結果や障害があることについて、本人の同意なしに取得あるいは第三者へ提供してはいけません。

ただし、法に定められた場合(労働安全衛生法により健康診断実施機関から健康診断結果を取得する場合など)は、本人の同意は不要です。

3) 「委託」に係る個人情報の提供

利用目的の範囲内で、**委託先に個人情報を提供する場合は本人の同意は不要です。**

ただし、委託先での個人情報の取扱いに対し、「必要かつ適切な監督」が必要のため、委託先で適切な安全管理措置を講ずるよう契約を締結することが望ましいとされています。



改正個人情報保護法の詳細についてはこちら ⇒ <https://www.ppc.go.jp/personal/preparation/>

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277